平成２４年（フ）第４号
茨城県取手市宮和田311番地３　藤代ハイツ101号室、住民票上の住所千葉県柏市布施809番地19
債務者　岡田　　優
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白岩　大樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
金沢市四十万町リ334番地２
債務者　山田　基文
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粟田　真人
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１８０号
名古屋市天白区平針南１丁目1706番地
債務者　小林　　勉
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　貞行
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９１号
千葉県君津市南子安４丁目33番29号
債務者　東田　崇史
1　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
4　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２号
北海道岩内郡共和町小沢126番地18小沢団地H19―３号室
債務者　新沢　節子
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　華恵
4　破産債権の届出期間　平成24年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第４号
北海道岩内郡岩内町字栄239番地の14
債務者　小杉　哲也
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井本　雅之
4　破産債権の届出期間　平成24年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第１５０号
愛知県春日井市白山町６丁目19番地９
債務者　風巻　捷三
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　浩史
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午後４時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９号
千葉県木更津市畑沢２丁目11番37号
債務者　竹林　信博
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日名子　暁
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第６６４号
愛知県西尾市吉良町友国赤田51番地、前住所愛知県幡豆郡吉良町大字友国字大塚14番地３
債務者　中野工務店こと　中根　松良
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　幸祐
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
愛知県豊橋市東新町５番地の15
債務者　朝倉　友江
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆穂
4　破産債権の届出期間　平成24年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第７号
三重県伊勢市黒瀬町1518番地
債務者　酒德　里史
1　決定年月日時　平成24年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明紀
4　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
山口県萩市大字川島366番地３
債務者　竹下シヅヱ
1　決定年月日時　平成24年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪俣　俊雄
4　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月１日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０８１号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目12番12号
債務者　森原美佐子
1　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８号
北九州市八幡西区下上津役２丁目14番24号
債務者　芳賀　郁郎
1　決定年月日時　平成24年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１９号
佐賀県佐賀市富士町大字市川428番地
債務者　中山　晋孝
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係